

## 【重要】日本口腔衛生学会新認定制度導入に関して:現在認定医・指導医の皆様へ

一般社団法人日本口腔衛生学会  
理事長 天野敦雄

学会誌71巻2号にてご案内申し上げました通り、昨年より検討してまいりました新認定制度が2021年5月27日開催の定時社員総会において承認されました。これに伴い、現在認定医・指導医の皆様には以下のご検討、ご対応をお願い申し上げます。

### 【現在認定医の皆様へ】

新しく専門医制度ができました。2021年1月1日時点で日本国歯科医師免許を有する会員歴が継続して5年以上の認定医は、2021年中に限り特例による専門医申請が可能です。(専門医制度規則 附則2(4)) 特例による専門医申請をご検討ください。

#### ○専門医制度の概略

- ・正式名称は「一般社団法人日本口腔衛生学会認定 歯科公衆衛生専門医」です。(専門医制度規則第1条)
- ・資格要件は専門医制度規則第8条をご確認下さい。認定医との大きな違いは①会員歴が5年以上であること(認定医は3年以上)、②歯科公衆衛生活動を継続して実施していること、③地域または集団等の課題の把握・評価から対応策の企画・立案,実施,事後評価に至る経験事例が必要であること、④今後、指導医申請資格は専門医にしかなくなる(認定医資格では指導医申請ができなくなります。指導医制度規則第6条(3)) などです。

#### ○特例による専門医申請について

- ・2021年中にのみ実施されます。(専門医制度規則 附則2(4))
- ・2021年1月1日時点で日本国歯科医師免許を有する会員歴が継続して5年以上の認定医は、専門医制度規則第8条に関係なく、「地域または集団等の課題の把握・評価から対応策の企画・立案,実施,事後評価に至る経験事例」1例のレポートを提出し、書類審査で合格したのち、必要な費用を納めることで専門医になることができます。(専門医制度規則 附則2(4)～(6))
- ・上記レポートの提出期限は2021年9月30日です。
- ・上記合格に基づき専門医となった方の有効期間は、これまでの認定医有効期間に関係なく、2022年1月1日から5年間です。(専門医制度規則第13条)
- ・専門医になると、認定医ではなくなり、更新も専門医としての更新のみとなります。
- ・特例による専門医申請をしない認定医は、2021年5月27日規則改正後の認定医制度に基づく認定医として引き続きご活躍いただきます。
- ・上記の「地域または集団等の課題の把握・評価から対応策の企画・立案,実施,事後評価に至る経験事例」1例のレポートの書式は自由です。学会ホームページ (<http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/>) の会員専用ページ(右上の緑のボタンが会員専用のページ)の会員専用コンテンツ「認定関係」より、「(現在認定医の皆様へ)経験事例レポート提出依頼文」をご確認下さい。会員専用ページのパスワードは学会誌71巻2号に同封しております。書類提出先を以下に記します。

書類提出先 (必ずレターパック・簡易書留等、追跡可能な郵便にてご送付ください。)

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込T Sビル4階 (一財)口腔保健協会内  
一般社団法人日本口腔衛生学会 暫定措置に基づく専門医申請 係

Tel 03-3947-8891、Fax 03-3947-8341、e-mail gakkai37@kokuhoken.or.jp

- ・上記に必要な費用は、専門医制度施行細則第15条(1)(2)認定審査料 11,000円および認定登録料 16,000円です(登録料は合格後、請求いたします)。振込先を以下に記します。

#### 【審査料の振込について】

郵便局に備え付けの振替用紙(青色)をご利用の上、お振込み願います。

必ず「暫定措置に基づく専門医審査料」とご記入ください。

加入者名 日本口腔衛生学会認定医制度運営委員会

番号 00170-5-603875

- ・2021年が認定医更新の年にあたっている方で、特例による専門医申請を希望される方は、認定医更新書類と上記レポートを9月末までにご提出ください。費用は専門医制度施行細則第14条(1)(2)認定審査料 11,000円および認定登録料 16,000円となります。

## 【現在指導医の皆様へ】

新しく専門医制度ができたことにより、指導医の位置づけが変わります。2021年1月1日時点で指導医である方および令和3年中に指導医を申請される方は以下のご対応をお願いします。（指導医制度規則 附則9(3)）

### ○2021年5月27日規則改正後の指導医制度の概略

- ・指導医は、同時に「一般社団法人日本口腔衛生学会認定 歯科公衆衛生専門医」とみなします。（これまで、同時に「認定医」とみなしていました。）（指導医制度規則 第5条第3項）
- ・資格要件は指導医制度規則第6条をご確認下さい。2021年5月27日規則改正以前との大きな違いは①認定医並びに専門医の指導的役割を果たすこと（以前は認定医のみ、規則第1条）、②認定研修機関における教育・研修は認定医指導育成指針のほか、「専門医研修プログラム基準」に沿った教育研修が求められること（規則第18条(4)）です。

### ○特例による2021年5月27日規則改正後の指導医申請について

- ・2021年中にのみ実施されます。（指導医制度規則 附則9(3)）
- ・2021年1月1日時点の指導医および令和3年中に指導医を申請して合格と判定された方は、指導医制度規則第6条～第8条に関係なく、指導医規則第7条(1)の指導医申請書を暫定措置に基づく申請書として提出し、必要な費用を納めることで専門医資格を持つ指導医になることができます。（指導医制度規則 附則9(3)）
- ・上記、「指導医規則第7条(1)の暫定措置に基づく指導医申請書」の提出期限は2021年9月30日です。
- ・上記、「指導医規則第7条(1)の暫定措置に基づく指導医申請書」の提出に基づき専門医資格を持つ指導医となった方の有効期間は、これまでの指導医有効期間に関係なく、2022年1月1日から5年間です。（指導医規則第11条）
- ・専門医資格を持つ指導医になると、認定医ではなくなります。更新は、指導医の更新を行うと、専門医も更新されたこととなります。（指導医規則第5条第3項）
- ・上記「指導医規則第7条(1)の暫定措置に基づく指導医申請書」の提出がない指導医は、専門医の指導ができません。そのため、上記「指導医規則第7条(1)の暫定措置に基づく指導医申請書」の提出がない指導医が所属する認定研修機関で研修をした認定医は専門医の申請をすることができません。また、上記「指導医規則第7条(1)の暫定措置に基づく指導医申請書」の提出がない指導医は、専門医資格を有しないこととなりますので、このうち指導医更新ができなくなります。（指導医規則第12条第2項）
- ・上記に関わる申請書類（様式暫1）は学会ホームページ（<http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/>）の会員専用ページ（右上の緑のボタン）の会員専用コンテンツの「認定関係」よりダウンロードしてください。会員ページのパスワードは学会誌71巻2号に同封しております。書類提出先を以下に記します。書類提出先（必ずレターパック・簡易書留等、追跡可能な郵便にてご送付ください。）  
〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル4階（一財）口腔保健協会内  
一般社団法人日本口腔衛生学会 暫定措置に基づく指導医更新 係  
Tel 03-3947-8891、Fax 03-3947-8341、e-mail gakkai37@kokuhoken.or.jp
- ・上記必要な費用とは、指導医制度施行細則第11条(3)認定更新料 21,000円です。振込先を以下に記します。

#### 【審査料の振込について】

郵便局に備え付けの振替用紙（青色）をご利用の上、お振込み願います。

必ず「暫定措置に基づく指導医更新料」とご記入ください。

加入者名 日本口腔衛生学会認定医制度運営委員会

番号 00170-5-603875

- ・2021年が指導医更新の年にあたっている方は、通常の指導医更新書類および暫定措置に基づく指導医申請書を9月末までにご提出ください。
- ・2021年中に指導医の新規申請をされる方は、通常の指導医申請書類および暫定措置に基づく指導医申請書を9月末までにご提出ください。

以上